お取引前の重要説明事項

（店頭外国為替証拠金取引、株価指数を原資産とする店頭 CFD 取引、

当社 FX 又は CFD を原資産とする店頭オプション取引）

全取引ツール共通：MT4/FOREX.com

店頭デリバティブ取引に係わるご注意

〇本取引は、**金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。**（注1）

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

〇**本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。**お客様の勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、**本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

〇お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては当社クライアント・サービスまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号：　0120－64－5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません

・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合

・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係わる為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続をいいます。

本書面には、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定により、これから StoneX 証券株式会社（以下「当社」）と店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX」又は「FX 取引」）、株価指数を原資産とする店頭 CFD 取引（以下、「CFD」又は「CFD 取引」）、当社 FX 又は CFD を原資産とする店頭オプション取引（以下、「オプション」又は「オプション取引」）を行われるお客様に対してご説明することが義務付けられている重要な事項が記載されています。当社と契約し、お取引を開始される前に本書面に記載された内容を熟読された上で、ご自身の判断と責任をもって本取引を開始していただきますようお願いいたします。

★当社の会社概要及び連絡先：

商 号	StoneX 証券株式会社
住 所	東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4 番 10 号　東短室町ビル 3 階
電 話	03-5205-6161（代表）
フリーダイヤル	0120-288-168
ホームページ	https://www.forex.com/jp/
代 表 者	代表取締役　石塚　毅
業務	第一種金融商品取引業
業務内容	店頭デリバティブ取引（FX 取引、CFD 取引、オプション取引）
会社設立	平成 14 年 4 月 17 日
登録番号	関東財務局長（金商）第 291 号
加入協会名	一般社団法人　金融先物取引業協会(会員番号 1539) 日本証券業協会

★苦情受付窓口

受付時間	平日　9:00～17:00
窓口	クライアント・サービス
受付方法	電話：0120-288-168 メール：jpinfo@forex.com 郵送：上記住所

★苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

金融商品取引業関連

指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号/受付時間	0120-64-5005(フリーダイヤル) /　平日 9:00～17:00
URL	http://www.finmac.or.jp/
所在地	東京：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1　第二証券会館 大阪：大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5　大阪平和ビル

★【個人情報の取り扱いに関する苦情相談窓口：第三者機関】

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情報保護団体である次の団体に加盟しています。

（FX 及び FX を原資産とするオプションに係る個人情報）

一般社団法人金融先物取引業協会 （http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html）

【苦情相談窓口】 個人情報苦情相談室

電話番号　03-5280-0881

受付時間：　午前 9 時～午後 5 時　（ただし、12 月 31 日～1月3日、 土日および祝日を除く）。

（CFD 及び CFD を原資産とするオプションに係る個人情報）

日本証券業協会　個人情報相談室

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号

TEL：03-6665-6784

受付時間：　午前 9 時～午後 5 時　（ただし、12 月 31 日～1月3日、 土日および祝日を除く）。

1. 取引による損失のリスクと注意事項

FX 取引、CFD 取引は、元本や利益の保証が無くリスクを伴う取引です。また、オプション取引は、オプション取引にかかる通貨（以下、「取引通貨」）での最大損失額は限定される取引ですが、元本や利益の保証が無くリスクを伴う取引です。FX 取引、CFD 取引、オプション取引（以下、「本取引」）は、場合によっては、お客様が預託した金額を超える損失（元本超過損）を被る場合があります。お取引を開始する前に必ず取引の内容、リスク等をご理解いただき、ご自身の判断と責任で取引を

行う必要があります。また、本取引において当社はお客様との各契約及び取引上において、お客様の相対当事者となります。お客様の注文について、当社が取次ぎを行い、お客様若しくはその取引相手方を代理し、又はお客様及びその取引相手方の間の取引を媒介することはありません。

本取引は、外国為替市場、株式市場、CFD 取引の原資産の相場及びその他要因等により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。また、金利等の調整金（FX のスワップポイントや CFD の金利調整額）又は配当金調整額によって利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。

スワップポイント又は金利調整額の金額は、実勢金利や当社カバー先の資金調達コスト等を反映して当社が決定しています。原則、FX 及び FX オプション取引の売りポジションを保有してる場合、CFD 及び CFD オプションの買いポジションを保有している場合、お客様の支払いとなります。但し、金利やカバー先の資金調達コストの水準により、同一通貨ペア又は同一銘柄において買いポジション及び売りポジションに対するスワップポイント又は金利調整額の両方が支払いとなる場合があります。

本取引においては、当社が提示する買値と売値の価格に差（スプレッド）が存在します。スプレッドは、当社が固定である旨の表示をしていない限り、市場や原資産の状況を反映して変動します。スプレッドは金利調整額にも存在します。また、固定である旨の表示をしている場合でも、市場の急変動や流動性の急激な低下等により変動するリスクがあります。流動性の低い通貨ペアや銘柄、日本時間の早朝（NY 市場での取引終了後東京市場の取引開始前）や米国雇用統計の発表時など、流動性の低い時間帯でのお取引には十分ご注意ください。

注文形態によっては、お客様が注文を発注した時点の配信価格や注文価格と約定価格が異なることがあります。そのような差をスリッページと呼びます。スリッページは、発注から約定までの時間差、通信環境、週末のニュース、市場価格の変動や流動性の低下などにより生じます。スリッページの発生により、思わぬ損失が発生し、ときには売買損が投資金額を上回る恐れがあります。流動性の低い通貨ペアや銘柄、日本時間の早朝（NY 市場での取引終了後東京市場の取引開始前）や米国雇用統計の発表時など、流動性の低い時間帯でのお取引には十分ご注意ください。なお、オプション取引がノックアウト（原資産価格がノックアウトレベルに達した場合をノックアウトと呼びます。オプションの権利は消滅し 0 円となります。）されたときには、スリッページは発生しませんので、最大損失額を事前に確定できます。

（注）外貨建てのオプション取引の場合には、例外があります。詳しくは、「9. オプション取引特有の損失リスクと注意事項」をご確認ください。

お客様が日本円以外の取引通貨の FX、CFD、オプション取引を行った場合（例えば、EURUSD や米国株価指数の取引の場合）、取引に伴って発生するオプション料、評価損益、実現損益、スワップポイント、金利調整額、配当金調整額等は本来、日本円以外の通貨です。当社は、オプション料、評価損益、証拠金維持率、実現損益、スワップポイント、金利調整額、配当金調整額等をお客様の口座に反映させるときに、外国為替市場の動きによりリアルタイムに変動する日本円への換算レート（以下、「円転レート」）を用いて日本円に換算した金額又は率を口座に反映します。そのため、取引価格の価格変動とは別に、円転レートの変動により評価損が拡大しロスカットになる又は日本円での売買損益、スワップポイント、金利調整額、配当金調整額等がお客様の想定よりも小さくなる又は大きくなる可能性があります。円転レートは、外国為替市場及び当社カバー先の調達コスト等を反映して当社にて決定されます。

CFD 取引及び CFD を原資産とするオプション取引においては、CFD の原資産に配当又は権利が発生することにより配当金調整額が発生する場合があります。原則、売りポジションを保有するお客様は配当金調整額を負担することになり、預託金が減少することとなります。配当金調整額は、各国の税制等の影響を受けるため、原資産に対して受け払いされた配当金の全額が受け払いされるとは限りません。

FX 取引及び CFD 取引はレバレッジを利用する取引のため、お客様からお預かりする預託金に比べて大きい額が取引されることから思わぬ損失が生じる可能性があります。

本取引は下記の事由による取引や市場環境の変化によりスプレッド幅の拡大、取引や注文発注・変更・取消・確認が不能となる又は意図しない約定並びに約定価格の発生の結果、予期せぬ損失が発生するなどのリスクがあり、当社はこれら損失につき、一切免責となることを予めご了承下さい。

- 国内外の政治経済上など外国為替市場や株式市場に影響する重大な事件・決定・変化
- 上記又は国内外祝祭日（その前日等も含む）、週末・週初における流動性の低下

・　当社又はお客様のサーバー、コンピューター及びその周辺機器、関連ソフトウェア、プログラム他の故障、誤動作及び不具合の発生、通信機器・通信回線の混線、不通、故障他
・　自然災害、事故、同業罷免、戦争、暴動、内乱、テロ行為、不可抗力他、当社の責めに帰さない理由による事業所・家屋の損壊、通信回線及び電力供給の遮断・不通・混線その他
・　上記以外に発生し得るリスクの発生（本書面「5. 注文が行えない可能性」をご参照下さい

＊ 一度成立した約定は本書面 11-3 及び 22-2-C の規定する事項並びに「24. その他（ア）マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて」の記載事項以外は原則として取消や訂正を行うことはありません。お取引の際はシステムの操作方法等をご確認の上お取引をお願いします。

2. カバー取引相手方

お客様がお取引される本取引は店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項）であり、お取引の相手方は当社となります。当社は、お客様と当社の間での取引を成立させると同時に、当該取引により生じ得る当社の市場リスクの回避を一目的として、金融機関を相手方としてカバー取引を行っております。

当社の「カバー取引」の相手方の名称、監督機関及び業務内容は以下のとおりです。

店頭外国為替証拠金取引
名　　称　：StoneX Financial Ltd.
監督機関　：UK The Financial Conduct Authority
（FCA：英国金融行為規制機構）

業務内容　：店頭デリバティブ取引

3. 証拠金等の管理（信託保全）

（1）当社ではお客様からの本取引に係る証拠金の全額を Sanne Group Japan 信託株式会社（以下、「サングループ・ジャパン信託株式会社」）に金銭信託し当社の固有財産とは区分又は分別して保管を行います。

(2)信託保全の対象は毎営業日、米国東部標準時(NY 時間)午後 5 時(米国夏時間適用時は日本時間午前 6 時、同冬時間適用時は日本時間午前 7 時)時点での預り資金に、お客様の保有するポジションを評価レート(時価)により算出した評価損益を反映した金額となります。(お客様からお預かりした金銭に、算出した評価損益を反映した金額を、以下「証拠金等」といいます)。また当社では、証拠金等の総額以上の金銭が信託口座に区分又は分別保管されるよう証拠金等の保全を図ります。

(3)証拠金等がサングループ・ジャパン信託株式会社の信託口座へ入金されるまで、上記信託保全の対象となりませんが、その間もお客様からの証拠金預り口座であることがその名義により明らかな銀行口座にて当社の固有財産とは分別して証拠金等の管理を行います。但し、かかる銀行口座にて証拠金等の管理を行っている間に当社又は当該銀行が破たんした場合、お預かりした証拠金等の一部又は全部が返還されない可能性があります。

(4)当社では受益者であるお客様の利益を代表する受益者代理人として弁護士を選定し、信託契約に基づく業務を委託します。受益者代理人は保全金額の照合、証拠金等の信託状況等の管理、監督を行います。受益者代理人は信託契約書第 16 条 2 項に定める事項について受益者代理人が確認を行う事務を当社の内部管理責任者に委託します。

(5)受益者代理人は、当社に支払い停止、破綻等の事象が生じた場合、サングループ・ジャパン信託株式会社から信託財産の返還を受けます。その際お客様の残存ポジションを清算し、諸費用を控除して、お客様の口座資産に応じて配分額を計算し証拠金等を返還します。なお、お客様が受益者代理人を通じて証拠金等相当額を受領された場合は、その金額について当社のお客様に対する証拠金等の返還がなされたことになります。

(6)サングループ・ジャパン信託株式会社は、当社及び受益者代理人の監督、選任の責任を負うものではありません。又、当社に代わってお客様に対する証拠金等の支払い義務を負うものではありません。またお客様はサングループ・ジャパン信託株式会社に対し、直接証拠金等の支払い請求を行うことはできないものとします。

(7)当社の支払い停止、破綻等の事象が生じた場合には、お客様へ資金の配分を

する際、受益者代理人とサングループ・ジャパン信託株式会社にお客様の個人情報を提供することがあります。

4. 当社その他の者の事情及び状況の変化による損失の危険性

相場の急変動や流動性の低下またはシステム不具合その他の原因での当社の業務に支障が生じ、決済取引を適時に行えない場合には、お客様の保有ポジションの強制決済（以下、「ロスカット」）の措置（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい。）も適宜な価格で執行されない可能性があり、お預かりした証拠金額以上の損失を被ることがありえます。また、当社のカバー先は 1 社のため、カバー先のシステム障害又は当社とカバー先をつなぐネットワークやシステムの不具合等により、取引ができなくなる可能性があります。また、当社カバー先は複数のカバー先を有していますが、市場の急変動等により流動性が低下し一部または全部の取引を停止するリスクがあります。（22-2-B をご確認ください）。なお、全ての注文は当社が別途認めた場合を除いて当社の取引システムを経由する方法のみでお受けいたします。
上記に限らず、当社、カバー取引先、又は当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、お預かりした証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、又は困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

5. 注文が行えない可能性

下記の場合に、注文が発注できないことにより、お客様に損失が発生するリスクがあります。
・取引システム（お客様が本取引に関連して使用した第三者の提供するシステム、ソフトウェア、プログラム及び機器を含みます。）又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと（お客様の誤入力又は操作自体に起因する場合も含みます。）により、約定の遅延、誤約定若しくは未約定の発生又は注文の発注、執行、確認、取消などが行えない場合
・外国為替市場や CFD 取引に係る原資産を取り扱う市場での価格変動が激しい場合や流動性の低下その他の事情から、価格配信の停止、取引停止、注文の発注、変更、取消しが行えない、取引が成立しない又は意図しない約定又は約定価格の発生の可能性があります。特に、CFD 取引及び同 CFD を原資産とするオプション取引の場合、CFD に係る原資産を取り扱う取引所や市場の取引時間、サーキットブレーカー等の値幅制限、売り気配や買い気配等による取引の一時中断、証拠金の変更、取引の訂正・取消し措置等、同市場の規則、制限、一時的措置、慣

習の影響を受け、取引ができない場合や取引の訂正や取消が行われるリスクがあります。
・適合性の原則にもとづきまたは過度な取引を抑止する等のために、取引や入金状況を確認のうえ、取引等を制限する場合があります。
・注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不適当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。なお、注文は前記以外の理由でも成立されない場合があります。
当社は全てのお客様から発注される注文執行時又はロスカットの際、注文または取引を統合して執行し約定することができるものとします。このためお客様の約定結果が時として不利に働く場合があります。また、注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不適当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。なお、注文は前記以外の理由でも成立されない場合があります。これに関連して、同じ通貨ペア又は同じ銘柄で同値指値の注文に関しては受注時間と受注量を兼ね合い約定執行されますが、これは必ずしも当社の義務ではないことをご了承ください。

6. ロールオーバー、清算期日及びロスカット

本書面「1. 取引による損失のリスクと注意事項」でご案内しましたとおり、ポジションのロールオーバー時に、スワップポイント及び金利調整額の権利の確定が行われます。米国はサマータイム制度が導入されているため、スワップポイント又は金利調整額の権利の確定時間は夏時間と冬時間で異なりますので、ご注意下さい。また、当該時間前後にポジションをオープンされた場合、そのタイミングにより、当該ポジションが前日にオープンしたものとして取り扱われる場合がありますのでご注意下さい。その結果、お持ちのポジションの種類によっては損失（スワップポイントや金利調整額の支払い）が発生いたします。金利調整額は市場環境や資金調達コストの変化でその額及び受取り、支払いが変化する場合があります。配当調整額についても、上記同様のリスクが存在します。（配当金調整額の権利確定時間については、別途、当社のホームページ又は取引ツールにてご確認ください）。

ロスカットの執行時には、相場の急激な変動によりお預けになっている証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。証拠金を上回る損失が発生した場合は、お客様のご負担になります。（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい）。

7. 手数料等について
取引手数料： 通常口座の FX 取引及び CFD 取引、それに関連するオプション取

引に係る外枠の手数料はありません。一方、FX 取引のみ可能なプロトレード口座では、MT4口座では取引数量 100,000USD あたり新規・決済往復で 16USD、FOREX.com 口座では、取引数量 100,000USD あたり新規・決済それぞれ片道で 8USD の手数料が課金され、いずれも消費税込みの金額となります。
また、FX 取引や CFD 取引では、取引時におけるビッド価格とオファー価格との差（スプレッド）があり、この差額がお客様の取引コストとなります。
オプション取引の場合、上記スプレッドに加え、ポジションを保有する際にオプション料（最大損失額）が徴収（拘束）されます。ノックアウトレベルに達したとき、オプションは消滅するため、オプションの価値はゼロとなります。

8. クーリング・オフについて

本取引については、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除することはできません（金融商品取引法第 37 条の 6 に定めるいわゆるクーリング・オフの規定は適用されません）。

9. オプション取引特有の損失リスクと注意事項
（FX 及び CFD と共通の損失リスクと注意事項は、上記1から 8 までに記載されています）

オプション取引はハイリスク・ハイリターンの取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうかをご検討のうえ、ご自身の判断と責任において投資を行う必要があります。
当社のオプション取引は、ノックアウトオプション取引です。詳細については、本文書の末尾にある＜附則＞ノックアウトオプション取引の商品説明をご確認ください。

（1）価格変動等のリスク
・オプション取引の価格はその原資産（当社 FX 及び CFD）の価格変動によって変動します。原資産価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動する外国為替市場、株式市場、原資産に係る市場や状況の変化や変動により変動します。
・口座内の余剰資金が乏しい場合、オプション取引の価格変動に関係なく、スワップポイント、金利調整額、配当金調整額の支払いにより投資資金を上回る損失となる可能性があります。
・お客様が日本円以外の取引通貨のオプション取引を行った場合、オプションの購

入時に最大損失額が確定しますが、それは取引通貨ベースにて確定することを意味しています。(例えば、EURUSD のオプション取引の場合、米ドルベースで最大損失額が確定します)。その場合、取引通貨ベースの最大損失額は購入時の円転レートにより日本円に換算されオプション料として徴収(拘束)されます。一方、同オプション取引がノックアウトされたときの取引通貨ベースでの売買損益は決済されたときの円転レートにより日本円に換算され口座に反映されます。そのため、円転レートの変動により購入時に確定した日本円ベースでの最大損失額以上の損失が口座に発生する恐れがあり、場合によっては損失額が投資資金を上回り、結果として口座残高がマイナスとなる可能性があります。
上記リスク及び損失は、オプション取引がノックアウトされたときに生じる可能性が高いですが、清算又はお客様による決済においても生じる可能性があります。
・オプション取引のスプレッドは、原資産価格のスプレッドの変動を反映して変動します。またオプション取引のスプレッドは、お客様の取引コストとなります。相場の急変や流動性の低下を受けて原資産価格のスプレッドが拡大することにより又は当社のコスト等が増加することにより、オプション取引のスプレッドも拡大し、お客様のオプション取引にロスカット又は思わぬ損失が生じる恐れがあります。

(2)流動性リスク

・オプション取引の原資産又は外国為替市場の流動性が低下し、取引が停止又は価格の配信が停止された場合、オプション取引のお取引が困難となることがあります。
・オプション取引では取引可能な数量に制限があります。当社のホームページ又は取引ツールにて取引可能数量をご確認ください。また、当社は市場や流動性の状況を鑑み、随時、取引数量に制限を加える権利を有します。
・原資産又は外国為替市場が各国当局の規制、システム障害により取引不能状態となった場合、オプション取引のお取引が停止されることがあります。

(3)その他のリスク

・オプション取引には、権利行使日(清算日又は満期日ともいいます。)があり、取引できる期間に制限があります。権利行使日が到来すると、お客様のポジションは当社により自動的に決済されます。売買損益は、権利行使日の清算価格とポジション作成時の価格との差をもとに計算されます。
(注)権利行使日が近くなると(通常 2-3 週間前)、新しい権利行使日を有するオプション取引の取引が開始され、権利行使日までの取引期間が短い方のオプション取引は、新規取引が停止され、決済だけができる状態になります。
(注)権利行使日に、お客様が必要な証拠金を支払える場合に、当社に意思表示をすることにより原資産である CFD を権利行使価格にて買い建てる又は売り建てることが可能です。

取引開始前には、ホームページや取引ツールに開示している権利行使日に関する情報をご確認ください。
・オプション取引は、当社の FOREX.com の口座でのみ取引可能です。MT4 口座では取引できません。なお、FX を原資産とするオプション取引ができる口座では、FX の取引を行うことが可能ですが、CFD 及び CFD を原資産等するオプション取引は行えません。同じように、CFD を原資産とするオプション取引ができる口座では、CFD の取引を行うことが可能ですが、FX 及び FX を原資産等するオプション取引は行えません。
・同じ口座に FX のポジションがある場合、FX の評価損の拡大等により FX を原資産とするオプション取引（以下、「FX オプション取引」）のポジションがロスカットになるリスクがあります。
（注）お客様は、同一口座内で FX 取引と FX オプション取引が行えます。その場合、FX 取引と FX オプション取引の預託証拠金、必要証拠金（FX 取引における約定時必要預託額及び維持必要預託額）、オプション取引におけるオプション料、有効証拠金、評価損益は合算・相殺され、口座の証拠金維持率が計算されます。ロスカットは、同証拠金維持率が 100%を下回ったときに実施されます。（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい）。
・同じ口座に CFD のポジションがある場合、CFD の評価損の拡大等により CFD を原資産とするオプション取引（以下、「CFD オプション取引」）のポジションがロスカットになるリスクがあります。
（注）お客様は、同一口座内で CFD 取引と CFD オプション取引が行えます。その場合、CFD 取引と CFD オプション取引の預託証拠金、必要証拠金（CFD 取引における約定時必要預託額及び維持必要預託額）、CFD オプション取引におけるオプション料、有効証拠金、評価損益は合算・相殺され、口座の証拠金維持率が計算されます。ロスカットは、同証拠金維持率が 100%を下回ったときに実施されます。（本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい）。
・オプション取引は、権利行使日前に原資産の価格（当社 FX 又は CFD の価格）がノックアウトレベルに達したときにオプションは消滅し、価格 0 円で当社により自動的に決済されます。徴収・拘束されていたオプション料（最大損失額）が損失額として確定します。
・お客様は、オプション取引開始後にそのノックアウトレベルを変更することはできません。

10. 取引時間

FX 及び FX オプション取引は、月曜午前 6 時から土曜午前 6 時まで（アメリカ東部夏

時間適用時。米国東部冬時間適用時は月曜午前 7 時から土曜午前 7 時まで）が取引時間となります。日本の祝日においても、FX 及び FX オプションの取引対象の通貨が外国為替市場で取引されている場合、取引が行われます。反対に、日本の平日であっても、FX 及び FX オプションの取引対象の通貨が外国為替市場で取引されていない場合、取引は行われません。
CFD 及び CFD オプション取引は、取引対象の株価指数（先物を含む。以下、同様。）の取引時間をもとに、当社が取引時間を設定してます。主要株価指数を対象とする CFD 及び CFD オプション取引は 24 時間取引可能であり、その場合の取引時間は前述の FX 及び FX オプション取引の取引時間に準じます。24 時間取引でない CFD 及び CFD オプション取引がありますので、取引前には必ず、当社のホームページ又は取引ツールにて開示されている取引時間をご確認ください。
全ての取引の取引時間は、対象通貨や株価指数の市場の措置やメンテナンスその他の理由から中断及び調整がなされる場合があります。
（重要）想定外の損失を避けるために、取引時間中だけでなく取引時間外も、お客様は、注文内容、ポジションの保有状況、証拠金維持率等の口座状況の確認を適宜行う必要があります。また、当社からのお客様口座や取引に関する重要な連絡に対して、いつでも対応できる状態にしておいてください。住所、メールアドレス、電話番号が変更になりましたら、すぐにお知らせください。

11. 禁止行為

11-1　金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした本取引、又は顧客のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「本取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。
a. 本取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために本取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて本取引契約の締結を勧誘する行為
c. 本取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、本取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前１年間に、２以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）。

d. 本取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
e. 本取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該本取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該本取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
f. 本取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
g. 本取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
h. 本取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
i. 本取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び本取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
k. 本取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
l. 本取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
m. 本取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
n. 本取引契約に基づく本取引行為をすることその他の当該本取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
o. 本取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

p. 本取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該本取引契約の締結を勧誘する行為
q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により本取引をする行為
r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為
s. 本取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
t. 本取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う本取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、新規取引を行う際に、個人のお客様においては、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の 4%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様においては、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に金先協会が毎週発表する各通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
・CFD取引につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（株価指数 CFD は想定元本の 10%）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻において、個人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の 4%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に金先協会が毎週発表する各通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
・CFD取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

11-2　お客様は、当社との本取引において、各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。
なお、お客様の行為が禁止行為に該当するかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。
a. 当社がサーバー上で提供する取引システムの改変及び提供ツール以外を使用する行為、若しくはその疑いのある行為
b. 取引の如何にかかわらず取引システム又はサーバー等の運用に対して過大負荷を強いる行為
c. 取引システムで通常実行できないような取引を行う行為
d. お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為
e. 当社の役職員（当社の関連会社並びに業務委託の第三者を含む。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為
f. 取引システムの脆弱性、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
g. 当社価格配信のレイテンシーを利用し利益を得ようとする行為
h. 過度な投機的取引を行う行為
i. 短時間での注文を繰り返し行う行為
j. 取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為
k. 他人名義（家族名義を含む）で口座開設の申し込みを行うことまたは他人名義の口座を利用して取引を行う行為

l. 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為

11-3 お客様が当社と行う取引について、前 11-2 の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。 なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、 お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

12. 取扱商品概要

【MT4 口座】

（重要）MT4 口座には、FX を取引できる口座と株価指数 CFD を取引できる口座の 2 種類があります。 FX を取引できる口座には通常の取引口座と、外枠での取引手数料の課金がある「プロトレード口座」があります。「プロトレード口座」では外枠手数料がある一方で、通常の取引口座より原則として狭いスプレッドが提示されます。FX を取引できる口座では、CFD 取引は 行えません。 同様に、CFD を取引できる口座では FX 取引することはできません。 同じお客様が保有する口座であっても、FX を取引できる口座と CFD を取引できる口座は別勘定として取り扱われ、預託金や証 拠金の合算は行われません。売買損益、金利調整額、配当金調整額などの受け払いも別々に行われます。評価損益や証拠金維持率も別々に計算され、別勘定として ロスカットや損益が発生します。FX を取引できる口座でも通常の取引口座と「プロトレード口座」は別勘定として取り扱われ、預託金や証拠金の合算は行われません。売買損益、金利調整額、配当金調整額などの受け払いも別々に行われます。評価損益や証拠金維持率も別々に計算され、別勘定として ロスカットや損益が発生します。

（FX 取引の場合）
取引単位 1,000 通貨単位から
FX 取引の必要証拠金率:
個人のお客様 4.0%（レバレッジ 25 倍）
法人のお客様
「12-1. 法人口座レバレッジ」をご参照ください。

（注）リスク管理のため、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

（株価指数 CFD 取引）
取引単位 1単位から 株価指数 CFD の必要証拠金
個人のお客様 売買代金に 10%を乗じた額（レバレッジ 10 倍）
法人のお客様 当社のホームページ又は取引ツールの証拠金率をご確認ください
（注）リスク管理のため、特定の銘柄または一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

（プロトレード口座）
取引単位： 1,000 単位から
FX 取引の必要証拠金：
個人のお客様 4.0%（レバレッジ 25 倍）
法人のお客様 「12-1. 法人口座レバレッジ」をご参照ください。
（注）リスク管理のため、特定の通貨ペアや銘柄、または一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。
手数料： 取引数量 100,000USD の新規・決済往復取引に対して、決済時に16USD（消費税込み）を決済取引時の為替レートで円換算のうえ課金（小数点以下切り上げ）。
※USD 貨以外の取引通貨に関しましては、一旦 USD 数量に換算のうえ、手数料が計算されます。
※円転時の小数点切り上げ処理のタイミングは、MT4 口座と FOREX.com 口座で異なります（FOREX.com 口座は、新規、決済それぞれ約定のタイミングで切り上げ処理のうえ手数料課金）。この小数点切り上げ処理タイミングの違いにより、同じ取引数量であっても、新規決済往復で課金された手数料額では違いが生じる場合がございます。

（注）MT4 口座ではオプション取引はできません。

【FOREX.com 口座】
（重要）FOREX.com 口座には、FX 及び FX オプションを取引できる口座と株価指数 CFD 及び CFD オプション取引を取引できる口座の 2 種類があります。FX を取引でき

る口座には通常の取引口座と、外枠での取引手数料の課金がある「プロトレードロ座」があります。「プロトレードロ座」では外枠手数料がある一方で、通常の取引口座より原則として狭いスプレッドが提示されます。
FX 及び FX オプションを取引できる口座では、CFD 取引及び CFD オプション取引は行えません。
同様に、CFD 及び CFD オプションを取引できる口座では FX 及び FX オプションを取引することはできません。
同じお客様が保有する口座であっても、FX 及び FX オプションを取引できる口座と CFD 及び CFD オプションを取引できる口座は別勘定として取り扱われ、預託金や証拠金の合算は行われません。売買損益、金利調整額、配当金調整額などの受け払いも別々に行われます。評価損益や証拠金維持率も別々に計算され、別勘定としてロスカットや損益が発生します。また、FX を取引できる口座でも、通常の取引口座と「プロトレードロ座」は別勘定として取り扱われ、預託金や証拠金の合算は行われません。売買損益、金利調整額、配当金調整額などの受け払いも別々に行われます。評価損益や証拠金維持率も別々に計算され、別勘定として ロスカットや損益が発生します。

（FX 取引の場合）
取引単位： 1,000 通貨単位から（一部決済では 1,000 通貨単位未満の決済も可能）
必要証拠金：
個人のお客様　売買代金に 4%を乗じた額（レバレッジ 25 倍）
法人のお客様 「12-1. 法人口座レバレッジ」をご参照ください。
（注）リスク管理のため、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

（FX オプション取引の場合）
取引単位： 0.1 単位から（原則、1 単位は当社 FX の 1 万通貨単位の取引に相当します。詳しくは当社ホームページ又は取引ツールでご確認ください）
オプション料： 最大損失額

（株価指数 CFD 取引）
取引単位　1単位から
株価指数 CFD の必要証拠金
個人のお客様　売買代金に 10%を乗じた額（レバレッジ 10 倍）
法人のお客様　当社のホームページ又は取引ツールの証拠金率をご確認ください

（注）リスク管理のため、特定の銘柄または一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

（CFD オプション取引）
取引単位： 1 単位から（原則、1 単位は当社 CFD の 1 単位の取引に相当します。詳しくは当社ホームページ又は取引ツールでご確認ください）
オプション料： 最大損失額

（プロトレード口座）
取引単位： 1,000 単位から
FX 取引の必要証拠金：

個人のお客様 4.0%（レバレッジ 25 倍）
法人のお客様 「12-1. 法人口座レバレッジ」をご参照ください。
（注）リスク管理のため、特定の通貨ペアや銘柄、または一定金額を超えたポジション金額等 に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホーム ページにてご確認ください。

手数料： 取引数量 100,000USD の片道取引（新規・決済それぞれ）に対して、8USD（消費税込み）を取引約定時の為替レートで円換算して課金（小数点以下切り上げ）。
※USD 貨以外の取引通貨に関しましては、一旦 USD 数量に換算のうえ、手数料が計算されます。
※円転時の小数点以下切り上げ処理のタイミングは、MT4 口座と FOREX.com 口座で異なります（MT4 口座は、決済約定のタイミングで小数点以下切り上げ処理のうえ往復分手数料課金）。この小数点切り上げ処理タイミングの違いにより、同じ取引数量であっても、新規決済往復で課金された手数料額では違いが生じる場合がございます。

12-1. 法人口座レバレッジ （FX 取引対象）

法令にもとづき、2017 年 2 月 27 日から、店頭 FX の法人口座に対してレバレッジ規制が導入され、法人口座向けレバレッジ（以下、「法人レバレッジ」と表記。）は下記の運用となります。
1. 一般社団法人 金融先物取引業協会（以下、「協会」と表記。）より毎週金曜日に発表となる通貨ペアごとの最大レバレッジに対して、一定の幅をもったレバレッジを適用いたします。
2. 協会発表のある金曜日から数えて第 3 営業日（通常、水曜日）までに、翌月曜日

から適用になる法人レバレッジを当社ホームページに掲載いたします。例えば、3 月 6 日（月）から適用になる法人レバレッジを、3 月 2 日（水）までにホームページに掲載いたします。

（注1）法人レバレッジ規制により、法人口座の場合は、協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額（＝法定レバレッジで計算した必要証拠金額）以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。

（注 2）当社では、法定のレバレッジに一定の幅をもたせたレバレッジをお客様に提供いたしますが、それはレバレッジの変更が無いことを保証するものではありません。特定の通貨ペアにおいて、当社が提供しているレバレッジが法定のレバレッジより大きくなる又は大きくなる恐れがあるときに前述の要領でレバレッジを変更いたします。当社ホームページに掲載される法人レバレッジに関するお知らせを毎週ご確認ください。当該レバレッジ変更につき、法人口座のお客様に対して個別にメールや電話にてお知らせすることはありませんので、必ず当社ホームページの該当ページをご確認ください。URL は下記のとおりです。

https://www.forex.com/jp/support/corporate-leverage

（注 3）法人口座でポジションを保有されているお客様につきましては、前述のように、レバレッジが変更になった通貨ペアの必要証拠金額が月曜日の取引開始時に増加する恐れがありますのでご注意ください。法人レバレッジの変更につき、お客様自身が把握する必要があります。十分な有効証拠金を保ち、余裕をもってお取引をされますようお願いします。

（注 4）本規定は法人口座が対象です。個人口座には影響はありません。

13. 売買による差損益金の振替

ポジションを決済したことにより生じた差損益金は、自動的にお客様の証拠金に振替られます。

14. ポジションの評価について

お客様がお持ちのポジションはリアルタイムで評価されます。

15. ロスカットについて

顧客取引契約書第 19 条及び本書面「21. 契約の終了について」適用事由の発生又

は、口座の証拠金残高が必要証拠金額を割り込んだ場合、本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」記載の各条項に従いお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部は当社の裁量と判断によりロスカットされます。

a) リアルタイムロスカット

取引時間中、MT4 及び FOREX.com 口座の証拠金維持率が 100%を下回った場合にロスカットが実行される制度です。証拠金不足分を補うためのお客様への事前通告は無く、証拠金維持率が 100%以上を回復するまで、その時点でのリアルタイムレートで 1 つまたは複数のポジションがロスカットされます。(全てのポジションが対象となる場合もございます)。

b) ロスカットに関する注意点

ロスカットはお客様の損失の限定を必ずしも保障するものではありません。相場環境によってはお預かりした証拠金を超える損失が発生することもあります。

なお、MT4 口座(FX 取引)及び FOREX.com 口座(FX 取引、CFD 取引、オプション取引)に対するロスカットの際は通常お客様の口座残高維持に最も影響を与えるオープン・ポジションから決済を行いますが、この方法は必ずしもお客様に対する義務として当社を拘束するものではありません。

(注)お客様の口座に複数のポジションがある場合、証拠金維持率が 100%を回復するまで評価損の大きいポジションから順番にロスカットされます。しかしながら、評価損の大きい FX の対象通貨又は CFD の対象株価指数が取引時間外などの理由で取引されていない場合、次に評価損の大きい決済可能なポジションから順番にロスカットされます。

また、お客様の口座に FX 取引と FX オプション取引のポジションが混在している場合、原則、FX のポジションからロスカットされ、FX のポジションがすべて決済された後に、オプション取引のポジションがロスカットされます。そのため、いくつかのポジションがロスカットされた後に証拠金維持率が 100%を回復した場合、残りのポジションのロスカットは行われません。お客様は随時、口座状況や証拠金維持率を確認し、ロスカットが発生した場合、ポジションや注文状況を確認する必要があります。

同様に、CFD 取引と CFD オプション取引のポジションが混在している場合、原則、CFD のポジションからロスカットされ、CFD のポジションがすべて決済された後に、CFD オプション取引のポジションがロスカットされます。そのため、いくつかのポジションがロスカットされた後に証拠金維持率が 100%を回復した場合、残りのポジションのロスカットは行われません。お客様は随時、口座状況や証拠金維持率を確認し、ロスカットが発生した場合、ポジションや注文状況を確認する必要があります。

(注)ロスカットにおいて、FX 取引と FX オプション取引のポジションが混在している場

合又は CFD 取引と CFD オプション取引のポジションが混在している場合、FX や CFD が取引できないような場合は、FX 又は CFD 取引はロスカットされず、オプション取引のポジションが先にロスカットされる可能性があります。

なお、FX 取引及び CFD 取引の場合、両建てポジション（同じ通貨ペア又は同じ CFD 銘柄の売り建て及び買い建ての両方のポジジョンを持つこと）の場合、売り買いの片方のポジションの決済のみでは証拠金不足の解消にはなりません。売り買い両方のポジションを決済する必要があります。

c） 個人又は法人契約にて当社の取引口座をお持ちのお客様へ
すべての取引ツールの個人および法人口座に対して、証拠金維持率が 100%を割り込んだ場合にリアルタイムロスカットが適用されます。

（注1）ロスカットにより、お客様が預託した以上の損失が発生する等、思わぬ損失を被るリスクがあります。証拠金および証拠不足の状況については、お客様自身が管理・把握する必要があります。十分な有効証拠金を保ち、余裕をもってお取引をされますようお願い申し上げます。
（注2）お客様の口座の証拠金維持率の計算及び監視は、証拠金維持率が125%を下回っている場合、原則、配信価格が更新されるたびに行われます。また、証拠金維持率が125%以上の場合、1分以内に行われます。相場の急変等による流動性の低下やシステム障害等により価格の配信が妨げられた場合、上記の計算及び監視が遅延する恐れがあります。（価格の更新がない場合は証拠金維持率が変化しませんので、計算は行われません）。
（注3）証拠金維持率が100%近くの場合、FX取引、CFD取引、ノックアウトオプション取引において、価格や円転レートの状況や変動により証拠金不足になりロスカットになる恐れがあります。例えば、ポジションを買い付けた直後にBid価格により値洗いがされます（売りつけた場合は、Ask価格にて値洗いされます）。その際に、証拠金不足となり、ロスカットされる恐れがあります。また、スワップポイント、金利調整額、配当調整額等の課金等により証拠金不足となりロスカットになる恐れがあります。証拠金残高には余裕を持ってお取引くださいますようお願い申し上げます。

16. 売買差益に係る税金について

個人のお客様が行った当社FX取引、CFD取引、オプション取引（すべて店頭デリバティブ。）で発生した益金（売買による差益、金利調整額、配当調整額。以下、同じ。）につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象とな

り、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税×2.1%(注)、地方税が5%となり、合計で20.315%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算できます。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人のお客様が行った取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
(注)復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して 0.315%)が、追加的に課税されるものです。
※金融商品取引業者は、お客様の取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。
※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。
※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

17. 証拠金の増減について

取引による売買損及び取引に係わる費用を証拠金から控除します。取引による売買益及び取引に係わる当社からの支払いは、証拠金に加算します。FOREX.com 及び MT4 口座に対して発生したスワップポイント、金利調整額、配当金調整額は、発生のつど、口座から出金又は口座へ入金されます。

18. 証拠金の返還について

余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、マイアカウント画面よりお手続きが可能です。出金依頼の受領確認の上、原則、3 銀行営業日以内にお客様の金融機関口座へお振込み致します。(社内手続きや銀行手続きの関係上、3 営業日以上かかるケースがありますのでご了承ください)。
(注)マイアカウントに不具合が生じている場合は、取引システム上の口座残高のご確認をお願いする場合があります。この場合は、取引システム上に表示された数値が正しいものとして、出金依頼書の提出をお願いすることがあります。

19. 口座情報について

証拠金の入出金並びに証拠金残高及び取引明細若しくは建玉明細等の書面は、すべて当社の取引システム又はウェブサイト上で提供しています。(ご希望のお客様には、別途有料にて送付いたします)。電磁的方法にて提供されているこれらの書面は

お客様がオンライン上でアクセスしたか否かにかかわらず、当社によってお客様が閲覧可能となった時点で有効と見なされます。

20. 証拠金の必要額・計算方法

a) 預託証拠金 ＝ 取引を開始する際に預託証拠金が必要です。当初預託証拠金の最低金額として MT4 口座は 50,000 円をお願いしています。FOREX.com 口座は当初預託証拠金の規定はありません。預託証拠金は円貨でのみ入金が可能です。外貨での受け入れ及び有価証券等をもって代用することはできません。また、送金された預託証拠金の口座振替は当社が受領確認後直ちに行うものとします。
（注）お客様以外の名義の銀行口座から当社宛に送金された資金をお客様の口座に入金することはありません。そのため、同銀行口座から資金が出金されても、当社内のお客様の取引口座には反映されません。その資金を回収するためには、お客様は自ら銀行に組戻し（くみもどし、送金自体の取り消し。）を依頼しなければなりません。お客様自身にお手間とコストがかかりますので、送金の際は、送金をされる銀行口座の名義がお客様口座と一致するようご留意ください。
なお、お客様から当社へ ATM 又は銀行窓口から送金される場合の送金手数料はお客様のご負担となります。

b) 必要証拠金
「12. 取扱商品概要」をご確認ください。

c) 口座残高 ＝ 入出金＋実現損益＋スワップポイント、金利調整額、配当金調整額＋その他調整金やキャッシュバック等、当社がお客様の口座に入出金したもの
※「預託証拠金」とも呼ばれます。
（注）オプション料については、お客様のポジションが次の3つの状態のうちのどれかになるまでの間、口座残高からは差し引かれません。①同オプションを権利行使日に権利行使する、②反対売買を行い決済する、③原資産価格がノックアウトレベルに達してオプションが消滅する。
但し、下記の余剰証拠金からは「オプション料」が差し引かれます。

d) 証拠金残高 ＝ 口座残高＋未確定損益（「評価損益」ともいいます。）
※証拠金残高は「有効証拠金」または「実質証拠金」とも呼ばれます。
（注意）未確定損益は、提示価格の変動に伴いリアルタイムに変動します。また、外貨クロスの未確定損益は円転レートの変動に伴い、提示価格の変動とは別に、変動します。（円転レートも、リアルタイムで変動します）。証拠金維持率が100%近く

の場合、通貨ペアや円転レートの変動で証拠金不足になりロスカットになる恐れがあります。証拠金残高に余裕をもってお取引を行ってください。

d2) 余剰証拠金 ＝ 証拠金残高－（必要証拠金＋オプション料）
新規の取引を行なうために必要な資金です。出金可能額と同額です。

e) オプション取引のオプション料
オプション料＝最大損失額＝取引数量×1 ポイント当たりの損益×取引価格（×取引通貨が日本円以外の場合、円転レート）

f) 証拠金維持率＝（有効証拠金÷必要証拠金）×100
（注）お客様が、同一口座内で FX と FX オプション取引を行った場合、FX 取引と FX オプション取引の預託証拠金、必要証拠金、有効証拠金、評価損益は合算・相殺され、口座の証拠金維持率が計算されます。ロスカットは、同証拠金維持率が 100%を下回ったときに実施されます。同一口座内で CFD と CFD オプション取引を行った場合も同様です。
詳しくは「15. ロスカットについて」をご確認ください。

なお、お客様が新規注文を発注する際に、約定後に証拠金維持率が 100%を下回るような新規注文は証拠金不足と判定され約定されません。

g) MT4 及び FOREX.com 口座における決済及び両建てポジションについて
MT4 取引システムはデフォルトで両建て機能になっていますので、既存のポジションを決済するときに指定決済を行わないと、お客様が決済のつもりで出した反対方向の注文でも新規注文となり、売り買いそれぞれの取引がオープン・ポジションとなりますのでご注意ください。オープン・ポジションを成行注文で決済する場合は、ポジションを指定し、「決済注文」の注文画面の中で、ポジションを決済するための注文を発注してください。（黄色の発注ボタンにて発注します）。オープン・ポジションを指値又は逆指値で決済する場合は、ポジションを指定し、「注文変更または取消」の注文画面のなかで決済逆指値又は決済指値にて価格を指定してから決済注文を発注してください。
※両建てポジションの両方またはどちらかを決済する場合は、注文画面内の「両建て解除」を使って決済してください。
FOREX.com 口座においても、両建て取引が有効な場合、同一通貨ペア又は同一 CFD 銘柄の売りと買いは相殺されません。両建てのオープン・ポジションを決済する場合、両建ての機能を無効にしてから決済を行うようご留意ください。

※両建て取引は、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントや金利調整額のスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。
※FX 取引及び CFD 取引の場合、両建てポジションの必要証拠金は、売りまたは買いポジションのどちらか大きい金額（数量 × 時価）を基準に計算されます。

（注）オプション取引の新規取引を行う場合、上昇を見込むオプション取引(UP)と下落を見込むオプション取引（DOWN）はどちらも買いとなります。当社のオプション取引において新規取引に売りはありません。そのため、同じ原資産、同じ期日、同じノックアウトレベルのオプション取引の UP と DOWN を取引される場合、それぞれにオプション料が必要です。なおその場合、FX 取引の場合同様、スプレッドの差を負担するなど、経済合理性を欠く恐れがあります。

h) 必要証拠金率の変更申込み　ー口座開設後の必要証拠金率の変更申込については、クライアント・サービスにお問い合わせください。なお、法令の必要証拠金率を下回るような変更はできません。

i) その他　ー　お客様の属性やお取引状況を考慮し、証拠金の預託上下限額、保有ポジションの上限額及びレバレッジを変更させていただく場合があります。

21. 契約の終了について

本契約は、お客様又は当社により終了されるまで効力を有し続けるものとします。
(i) お客様が提供取引のオープン・ポジションを有さず、且つお客様が当社に対するいかなる債務も負っていない場合であって、(ii) 口座解約届にて 103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-4-10 東短室町ビル 3 階 StoneX 証券株式会社 クライアント・サービス宛に郵便又は画像添付メールのいずれかにて当社宛に 3 日前の書面による通知を行った場合であって、さらに、(iii) 当社が当該口座解約届の受領を確認した場合には、お客様は、本契約を終了させることができます。

当社は以下の事由発生時に、当社の独自の裁量と判断により、お客様に事前の通知なくいつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。この場合、当社は顧客取引契約書第 9 条内各条項に則して、お客様の勘定でお客様のオープン・ポジションのロスカットを執行する権利を有するものとします。

(1) お客様が法令等または顧客取引契約書)、その他関連する規定に抵触・違反したときまたは抵触・違反したと当社が判断したとき

(2) お客様が第 11 条の 11-2 に規定された禁止行為に抵触したまたは抵触したと当社が判断したとき

(3)本重要事項説明および顧客取引契約書にお客様が同意しないとき

(4) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたときまたは当社が虚偽の届け出あると判断したとき

(5) お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。)の名誉又は信用を毀損したと当社が判断したとき

(6) お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。)の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断したとき

(7) お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき

(8) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断したとき

(9)お客様から非居住者になる 旨の届出があったときまたは非居住者であると当社が判断したとき

(10) お客様の取引方法や取引数量等を鑑み、お客様のご注文を当社で許容できないと判断したとき

(11) お客様の取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていると当社が判断したときまたは他人に名義を貸す行為(=お客様が開設した口座を他人に利用させる行為)等、なりすましに関与していると当社が判断したとき

(12) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき

(13) 前各号の他、やむを得ない事由により、お客様が取引を継続することが適切ではないと当社が判断したとき

(14) お客様の取引方法または手段(取引に使用するプログラム、ソフトウェア、システム、機器または装置を含む)が当社並びに当社カバー先、提携先のシステム、機器他に障害を与えるまたは当社がその可能性があると判断した場合

(15) FOREXTrader 口座及び平成 29 年 2 月 3 日以前に口座開設した MT4 口座の場合、平成 29 年 8 月 12 日の取引終了時において FOREX.com Trading に移管されなかった FOREXTrader 口座及びサーバー移管が行われなかった MT4 口座

(16) 価格配信のレイテンシー等を利用した取引を行なったと当社が判断した場合※上記事項を調査する期間において、当該お客様の取引を制限することがあります

(17) (廃止)

(18) お客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、E メールアドレスの変更・廃止等により、お客様が当社からの電話、メールを受領できない状態である場合

(19) お客様が当社ホームページに掲載するお知らせをご確認いただけないと当社が判断した場合

(20) お客様が死亡したとき。心身機能の重度な低下により、本取引の継続が困難または不可能となったとき

(21) 支払いの停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続き等の事由により、お客様が支払い不能になったときまたは支払い不能になるであろうと判断できるとき

何れかの当事者による終了は、本契約規定の双方の権利義務を毀損するものではなく、事前に締結した契約又はその他の取引に影響を及ぼさないものとし、本契約に定められた義務について当事者を免責しないものとし、また、不足額に起因するいかなる債務からもお客様を免責しないものとします。

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。

22. 専門用語解説

取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ内「FX 関連用語集」も併せてご参照下さい。

・買建玉（かいたてぎょく）
　買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。ロング・ポジション。

・売建玉（うりたてぎょく）
　売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。ショート・ポジション。

・オープン・ポジション
　建玉のことをいいます。両建て取引が有効でない場合、同一通貨ペアの買建玉と売建玉は相殺され、多い方の建玉がオープン・ポジションとなります。

・ビッド（BID）
　金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

・オファー（またはアスク、ASK）
　金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

・転売（てんばい）
　買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

・買戻し（かいもどし）
　売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引（カバーとりひき）
　金融商品取引業者がお客様を相手方として行う本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該本取引と取引対象通貨又は銘柄、売買の別等が同じを他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
　本取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・差金決済（さきんけっさい）
　先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）
　価格の限度を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・証拠金（しょうこきん）

本取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・スワップポイント

FX 取引では、投資家は金利の異なる 2 つの通貨を売買しています。そのため、買って保有する通貨の金利を受け取る権利がある一方、売った通貨の金利を支払う必要があります。例えば、投資家が米ドル/円の通貨ペアで買いの建玉を保有する（米ドルを買って円を売る）場合、米ドル金利を受け取る一方、円金利を支払うことになります。一般的には、この金利差に相当する金額のことをスワップポイントと呼んでいます。スワップポイントは、FX のポジションを翌営業日に持ち越した場合に発生します。スワップポイントは、金利情勢や当社のカバー先の資金調達コスト等を勘案して当社にて決定されます。当社の FX オプション取引は、原資産である FX に発生したスワップポイントを受け払いします。なお、スワップポイントを報告書等でファイナンシング又は financing と表記することがあります。

・スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

本取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを設定する取引をいいます。
・両建て（りょうだて）
同一通貨ペア又は銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
・ロスカット
お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。
・ロールオーバー
FX 又は CFD 取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。
・未確定損益（みかくていそんえき）
オープン・ポジションを仮に現在レートで決済した時の暫定収益／損失の総額で、実勢レートに連動して金額は変動します。未確定損が拡大すると維持証拠金が減少します。評価損益ともいいます。
・デイオンリー注文
当日限りの注文で、注文があった日の米国 NY 時間午後 5 時まで有効な注文のことで、成行注文を除きます。
・GTC 注文（じーてぃーしーちゅうもん）
お客様が取り消すまで有効な注文です。
・配当金調整額
株価指数直物 CFD 取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄に配当金支払いがあった場合、お客様の口座に受け払いが発生します。原則、買いポジションは受け取り、売りポジションは支払いとなります。当社の CFD オプション取引は、原資産である CFD に発生した配当金調整額を受け払いします。
・金利調整額
広義には、金利に係る調整額全般を意味します。金利調整額は、CFD のポジションを翌営業日に持ち越した場合に発生します。金利調整額は、金利や当社カバー先の資金調達コスト等を勘案して決定されます。原則、買いポジションは支払い、売りポジションは受取りとなりますが、金利情勢や当社カバー先の資金調達コスト等の水準により売り買いともに支払いとなる場合があります。当社の CFD オプション取引は、原資産である CFD に発生した金利調整額を受け払いします。なお、金利調整額を報告書等でファイナンシング又は financing と表記することがあります。
・オプション料

当社の FX オプション取引及び CFD オプション取引において、原資産価格の取引価格と権利行使価格（ノックアウトレベルと同水準）の差をもとに、オプション価格が決定されます。取引時のオプション価格に数量及び 1 ポイントあたりの損益を掛けたものが同オプション取引における最大損失額となります。お客様は、同オプションを購入した際に、最大損失額をオプション料として当社に支払います。当社は、お客様が、①同オプションを権利行使日に権利行使するか、②反対売買を行い決済するか、③原資産価格がノックアウトレベルに達してオプションが消滅するまでの間、オプション料に評価損益を反映した金額を顧客資産として区分又は分別管理します。

22-2.　注文種類ごとの執行方法

（1）成行注文（マーケット・オーダー）:
成行注文は、お客様の注文が当社のカバー先のホストコンピュータにて受注されたときにおける約定可能な基本価格（※1）のうち、最良値で執行されます。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差（＝スリッページ）が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。また、下記（※2）の場合には、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点に配信された基本価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。
（※1）　基本価格とは、取引ツール上にて当社がお客様に配信（提示）した価格のことです。なお、相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。
（※2）相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格を新たにカバー先が入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

（注）FOREX.com のお客様は、通貨ペア又は銘柄ごとのスリッページ許容幅をマーケット・インフォメーション画面又は注文画面にて設定することが可能です。例えば、0 と設定するとスリッページは無くなりますが、お客様の発注後に相場が変動すると約定

が拒否されます。スリッページの許容幅を狭めれば約定が拒否される可能性が高くなります。FOREX.com の場合(MT4 以外)、原則、スリッページ許容幅は 0.2pips にて設定されていますが、通貨ペアにより異なる設定にすることが可能です。詳しくは取引ツールにて設定をご確認ください。

(2)リミット注文(指値注文):
当社の指値注文は、お客様の指値(指定した値段)又はお客様の指値より有利な値段で執行されます。売りの指値注文は、ビッド(当社の買値)がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。買いの指値注文は、オファー(当社の売値)がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。
当社は、受注時における基本価格に対して、有利な価格が注文価格として指定されたもののみ有効な注文として受注します。当注文を受け付けた後、当該注文を約定可能な範囲の基本価格が提示価格として配信された時に、当該注文の執行の順番である場合、当該基本価格(※3)を以って当該注文を約定します。
(※3)相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。そのために、約定執行時に配信された価格と約定価格に価格差が生じる場合があります。但し、注文価格より不利な価格で約定されることはありません。
なお、FOREX.com の場合、お客様が指値注文を発注する際の提示価格に対して有利な価格が注文価格として指定された注文のみ指値注文として受注します。具体的には、注文画面にてエントリー注文を選択し、買い指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の低い価格を設定したとき、売り指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の高い価格を設定したときに指値注文として受注します。
なお、付属注文(注2)の場合は、指値、逆指値を選択して発注します。
当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。
(注2)付属注文とは、注文画面にて、主たる注文に付随する形で発注する指値又は逆指値注文です。付属注文の場合、売り・買いの別を指定することはなく、主たる注文の逆方向(例えば、主たる注文が買いの場合、付属注文は売りの指値又は逆指値注文)となります。

(3)ストップ(ロス)注文(逆指値注文):
当社の逆指値注文は、お客様が注文時に、成行注文の執行を行うトリガーとなる価格(逆指値)を指定して行います。当社は、受注時における基本価格に対して、不利な価格が逆指値として指定されたもののみ有効な注文として受注します。当注文の

売りはお客様が指定した逆指値以下、買いは逆指値以上の基本価格が配信されたときに、当該時点を以って通常の成行注文を受け付けた場合と同様に、成行注文の執行を行います。成行注文は注文価格が指定されておらず、当該注文の約定処理時点で、お客様への提示価格として配信した基本価格（※4）を以って行います。
（注）FOREX.com の場合、当注文は、注文画面にてエントリー注文を選択し、買い逆指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の高い価格を設定したとき、売り逆指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の低い価格を設定したときに逆指値注文として受注します。
なお、付属注文の場合は、指値、逆指値を選択して発注します。
当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。
逆指値注文は、お客様の指定した逆指値で約定する注文ではなく、逆指値またはそれより不利な基本価格が配信されたときに成行注文として発注され、左記基本価格が配信された後に配信される約定可能な基本価格で約定される注文です。そのため、逆指値と約定価格の間にスリッページが生じることがあります。（＝当社システムが当該成行注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い価格差が発生します）。
（※4）相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点に配信された価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（但し、逆指値と同じ又はそれよりも不利な提示価格が配信されたときに成行注文として発注されるため、多くの場合、お客様にとって不利なスリッページが発生する可能性があります）。
（注意点）
例えば、週末メンテナンス明けなど、取引開始時点の基本価格が、前週の基本価格と大きく相違している場合があります。そのようなときに、前週または週末メンテナンス明けから取引開始までの間に発注された逆指値注文は、取引開始時に、前週の基本価格と大きくかい離した基本価格が配信された時点で成行注文として発注され約定されるケースがあります。また、取引時間中であっても、各国の経済指標・統計の発表や突発的なニュース等によりレートの値動きが大きくなった場合、逆指値で指定したレートから大きく乖離したレートで約定する場合があります。その場合、お客様が指定した逆指値よりも著しく不利な価格で約定するケースがありますので、ご注意ください。

（4）トレーリング注文：
トレーリング注文は、発注時の提示価格（買い注文では、買値：OFFER、売り注文では売値：BID）からのトレール幅（又は、乖離率、価格でも設定できます。）を指定して発注する逆指値注文です。買注文は、「発注時提示価格＋トレール幅」が当初の逆指値となります。「買値（OFFER）」が発注時の提示価格を下回らなければ逆指値は変動しませんが、発注時提示価格を下回ると下回った価格分、逆指値が引き下がります。一方、売注文は、「発注時提示価格－トレール幅」が当初の逆指値となります。「売値（BID）」がこの発注時提示価格を超えなければ逆指値は変動しませんが、発注時提示価格を超えるとその超過した価格分、逆指値が引き上がります。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。
当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（3）ストップ（ロス）注文の内容に準じます。
（注意）
MT4 のトレーリング・ストップ注文において、買ポジションの決済逆指値（売注文）を設定する場合は、相場が上昇し、配信価格が発注時の価格＋トレール幅を上回らなければ逆指値は有効になりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当下降して逆指値を下回るとストップ（ロス）注文の執行条件に準じて執行されます。一方、売ポジションの決済逆指値（買注文）注文も、配信価格が発注時の価格＋トレール幅を下回らなければ逆指値は有効になりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当上昇して逆指値を上回るとストップ（ロス）注文の執行条件に準じて執行されます。
（注）MT4 のトレーリング・ストップ注文は、上記のように、売り逆指値注文の場合、配信価格が「発注時の価格＋トレール幅」を上回らないと有効になりません。例えば、トレーリング・ストップ注文を発注した後に、価格が下落を続けた場合、同注文は有効にならず、リスクヘッジとならない可能性があります。ご留意ください。買い逆指値の場合は、配信価格が「発注時の価格＋トレール幅」を下回らないと有効になりません。同様のリスクがありますので、ご留意ください。また、トレール注文を発注したまま MT4 をログアウトした場合、その時点の逆指値注文となります。

（5）OCO注文：
指値注文と逆指値注文を同時に発注し、どちらか一方が約定した場合に、もう一方の注文が取り消される注文です。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（1）成行注文、（2）リミット注文、（3）ストップ（ロス）注文の内容にそれぞれ準じます。

（6）イフダン注文／イフダン OCO 注文：
あらかじめ入力した原注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文です。
MT4 の場合、原注文には「成行注文」、「リミット注文」、「ストップ（ロス）注文」の3種類があります。予約注文は「リミット注文」と「ストップ（ロス）注文」の2種類があります。予約注文については、売/買の別が注文毎に選択でき、OCO 注文として発注することもできます。当注文は、成行注文を原注文とする場合、取引時間外には発注できませんが、リミット注文またはストップ（ロス）注文が原注文である場合、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。
当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（1）成行注文、（2）リミット注文、（3）ストップ（ロス）注文の内容にそれぞれ準じます。また、本注文特有の注意事項は下記のとおりです。
（注意点）
連続注文の原注文を取り消すと、自動的に予約注文も取り消されます。

FOREX.com の場合、主たる注文は「成行注文」、「指値注文」、「逆指値注文」の3種類から選択できます。付属注文には「指値注文」と「逆指値注文」の2種類があります。付属注文の売り買いの別は、主たる注文の売り買いの別の逆方向となります。（例えば、主たる注文が買い注文の場合、付属注文は売り注文となります）。付属注文は、指値注文又は逆指値注文として単独で発注することができます（＝イフダン注文）。また、OCO 注文として発注することもできます（＝イフダン OCO 注文）。当注文は、成行注文を主たる注文とする場合、取引時間外には発注できませんが、指値注文または逆指値注文が主たる注文である場合、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。
当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記（1）成行注文、（2）指値注文、（3）逆指値注文の内容にそれぞれ準じます。また、当注文特有の注意事項は下記のとおりです。
（注意点）

当注文の主たる注文を取り消すと、自動的に付属注文も取り消されます。主たる注文が約定し付属注文が発注された後に、主たる注文により建てられたポジションを付属注文によらないで決済した場合にも付属注文は取り消されます。

（7）FOREX.com ダウンロード版（旧 AdvantageTrader Pro ）におけるインディケータにもとづく注文（FX 取引のみ）：
FOREX.com におけるインディケータにもとづく注文は、インディケータの設定されているチャートを右クリックして表示されるメニューから発注する注文です。お客様が発注時に指定する価格や条件での約定を保証する注文ではなく、インディケータや価格がお客様の設定した条件を満たしたときに成行注文として発注され、発注後に配信される約定可能な基本価格で約定される注文です。そのため、設定した価格または条件を満たしたときの提示価格と約定価格の間にスリッページが生じることがあります。（＝当社システムが成行注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い価格差が発生します）。スリッページは、前述の時間の経過に伴う価格の推移により、お客様にとって有利な場合もあれば不利な場合もあります。（但し、設定された価格や条件又はそれよりも不利な価格や条件が生じたときに成行注文として発注されるため、多くの場合、お客様にとって不利なスリッページが発生する可能性があります）。当注文特有の注意事項は下記のとおりです。
（注意点）
・インディケータにもとづく注文は、注文リストに表示されません。お客様は、インディケータ注文の確認や注文の訂正、削除は、本注文が発注されたチャート上で行わなければなりません。（注文リストの注文を右クリックすることにより利用できる「すべて削除」を操作しても、インディケータにもとづく注文は削除されません）。
・インディケータにもとづく注文はお客様がサーバーに接続しているときに執行・約定されます。お客様が当該注文を発注した後にお客様の取引ツールが当社のサーバーへ接続していない場合（例えば、ログアウトしたときや障害で接続が切れたとき）は執行されず、再ログインや接続が復活したときに、保留中だった注文はお客様の設定にもとづき執行・約定されます。
・相場変動が激しいときなど通常と異なる状況下において、お客様の注文が約定拒否されるケースがあります。当社は、インディケータ設定にもとづいて発注された注文の発注や約定の完全なる保証を行いません。また、インディケータ自体の正確性や完全性及び設定条件にもとづくインディケータの動作・表示・数値等の正確性や完全性の保証を行いません。

（8）FOREX.com のダウンロード版（旧 Advantage Trader Pro）の自動売買システムからの注文（FX 取引のみ）：

チャート画面に、テクニカル指標をもとにした売買シグナル（以下、「オートドライブ」）を表示することができます。
オートドライブを有効にする方法は下記のとおりです
1. 任意のチャートを選択します。（通貨ペア及び時間足を特定します）。
2. チャート画面上で右クリックし、メニューから「オートドライブを追加」を選択します。
3. テクニカル指標をもとにした各種ストラテジーが表示されます。お好みのストラテジーを選択し「追加」ボタンをクリックすると、設定画面が表示されます。
4. 設定画面にて、ストラテジーの設定値を自由に変更することができます。例えば、移動平均線の対象期間やボリンジャーバンドの標準偏差を変更することができます。また、自動売買を利用したい場合は、この画面の「トレーディング・パラメーター」にて注文数量を設定します。設定が完了したら「OK」ボタンをクリックします。
5. チャート上に上向きの矢印と下向きの矢印が表示されます。上向きの矢印は買いシグナルで、下向きの矢印は売りシグナルです。例えば、売りシグナルに従い、新規に売建てを行った場合、次に表示される買いシグナルが買戻し（＝決済）のサインとなります。この時点では、シグナルが表示されるだけで自動売買はスタートしていません。
6. チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「自動取引モード起動」を選択すると、自動売買が開始します。自動売買の起動中は、チャート画面上部に常時「トレーディングシステム稼働中」と表示されます。同表示が無い場合は、自動売買が稼働していません。
7. 自動取引モードを起動した後、最初に表示されたシグナルをもとに、新規の成行注文が発注されます。同注文によって建てられた買建玉又は売建玉は、次の反対方向のシグナルの出現によって発注される成行注文にて決済されます。一度、建玉が建てられると、同建玉が決済されるまで追加の建玉が建てられることはありません。例えば、最初の買いシグナルにより建てられた買建玉があるときは、その後に買いシグナルが何度出現しても追加の買建玉のための注文は発注されません。売りシグナルが出現するまで同建玉は維持されます。
8. 自動売買システムが起動している間（＝チャート上部に「トレーディングシステム稼働中」と表示されている間）、一つの建玉が決済された後、次に表示された買いシグナル又は売りシグナルの出現により成行注文が発注され、新規の建玉が建てられ、その後の反対方向のシグナルの出現によって決済されるということが繰り返されます。（十分な証拠金残高が無い場合は、発注はされません）。自動売買を停止するまで、取引が繰り返し行われますのでご注意ください。
9. 自動売買を停止するためには、チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「自動取引モード終了」を選択します。チャート画面上部に「トレーディ

ングシステム稼働中」との表示が無い場合は、自動売買が停止しています。再開する場合は、上記 6 の手順で再起動することができます。
10. チャート上からオートドライブを削除する（＝売買シグナルを表示させない）ためには、チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「オートドライブの削除」を選択します。

（重要）
⑴ ご利用にあたっては、同機能が設定されたテクニカル指標にもとづき機械的にシグナルを発信していること及びシグナルにもとづく売買や自動売買が利益を保証するものでないことをご了承ください。
⑵ 自動売買による建玉があるときでも、途中で自動売買モードを停止又はオートドライブを削除することができます。その場合、建玉をお客様自身が決済する必要があります。取引ツール画面下部の「オープンポジション」タブでご確認ください。なお、自動売買システムの取引及び注文履歴は取引ツール画面下部の「取引履歴」及び「注文履歴」に表示されません。同「取引履歴」タブ内の「詳細履歴の取得」をご確認ください。
⑶ 自動売買は、お客様が取引ツールからログアウトしたときには一時的に停止します。ログインされると再度、自動売買が再開されます。※ログアウト又はログインの際に注意喚起画面が表示されますが、お客様自身でトレーディングシステムの稼働または停止にご留意ください。
⑷ 自動売買システムの注文は売買シグナルにもとづく成行注文です。成行注文の執行方法やスリッページの発生条件は、本条（1）の「成行注文（マーケット・オーダー）」の規定に準じます。
⑸ 相場変動が激しいときなど通常と異なる状況下において、お客様の注文が約定拒否されるケースがあります。当社は、自動売買にもとづいて発注された注文の発注や約定の完全なる保証を行いません。また、売買シグナルの正確性や完全性及び設定条件にもとづく売買シグナル、ストラテジー及び自動売買の動作・表示・数値等の正確性や完全性の保証を行いません。

22-2-A 価格の配信に係る基準
1．当社は、本取引においてお客様に価格を配信する場合、次の基準に従って行います。
（1）取引価格の決定方法
お客様へ配信する価格は、カバー先である StoneX Financial Ltd.（以下、「SFL」）から配信されたビッド価格及びオファー価格をそのまま配信したものです。なお、カバー先である SFL は、複数のカバー先から配信された価格をもとに、前項の配信価格を決

定しています。取引価格の決定については、「22-2　注文種類ごとの執行方法」をご参照ください。
オプション取引の価格は、原資産価格（当社 FX の価格）とノックアウトレベルとの差をもとに決定されています。オプション取引の価格は SFL より当社に配信され、その価格をもとに当社がお客様とのオプション取引を行います。
（2）価格配信の停止
相場の急変による流動性の低下や SFL 自体又はそのカバー先の状況に変更が生じたこと等により、お客様の取引を約定するための十分な流動性が確保できない場合又は市場実勢を反映した価格が配信できないと判断した場合、お客様への価格配信を停止します。
（3）価格配信の再開
配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー取引から価格の提示を受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映した価格であると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。
（4）価格配信再開時にロスカットが発生するリスク
価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格が配信価格停止前の価格とかい離し、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。配信価格停止前の価格とロスカットでの約定価格とのかい離等により、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。
（注）オプション取引の場合、ノックアウトレベルよりもお客様に不利な価格でロスカットされるリスクはありません。

22-2-B　カバー取引先に係るリスク
当社は、StoneX Financial Ltd.（以下、「SFL」）をカバー取引先としていますが、相場の急変等により、同社からの価格が配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。その場合、当社では、SFL から配信された価格をそのままお客様に配信していることから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は新規および決済取引の約定ができないため、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様からお預かりした証拠金以上になる恐れもあります。
また、当社は、カバー取引によってお客様との取引により当社に生じる為替リスクを相殺していますが、上述のような状況により、カバー取引が行えない場合、お客様と

の取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客様へのサービスを提供できなくなり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまう可能性があります。

22-2-C 約定の訂正及び取消

お客様の注文の約定は「22-2 注文種類ごとの執行方法」及び「22-2-3 価格の配信に係る基準」の取引価格の決定方法にもとづいて執行されます。しかしながら、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消をさせていただく場合があります。その場合、当社からお客様に対して速やかにご連絡いたします。(連絡方法は、取引画面、E メール、電話等、状況により異なります)。

なお、「訂正」には、成立した取引の約定価格を変更することなく、①成立した取引を反対売買し、当初の利益(又は損失)を相殺した後に正しい価格での取引を新たに約定する方法もしくは②売買により発生する損益額に該当する額を調整する方法又は③本来あるべき約定価格との差額を調整することを含むものとします。同様に「取消」には、成立した取引を取り消すことなく、①成立した取引の反対売買又は売買により、当初の利益(又は損失)を相殺する方法又は②成立した取引の利益(又は損失)額を調整することを含むものとします。

(注)約定の訂正及び取消がお客様の損失に係るものの場合等、法令で禁止されている損失補てんに該当する場合、そのような訂正や取消は行いません。

22-3. お客様の注文を執行する順序に係る事項

注文別の執行順序は、原則、成行注文、ストリーミング注文、ストップ(ロス)注文、リミット注文の順に執行されます。また、同じ注文の間では、条件が同じである場合、原則、受け付けた順番が早いものから執行します。(但し、どちらの場合も、手動約定の場合等、受け付けた順番が早いものから執行するとは限りません)

手動約定とはカバー先のディーラーによる約定で、システムによる自動約定とは異なります。適切な価格での約定を行うために、主に次の場面で、手動約定又はシステムによる約定前の確認(以下、「手動約定」といいます。)が行われます。

(1) マーケットオープン(週初やクリスマス休場明け時など)

正確な価格提示・約定を確実に行うために手動約定を行う場合があります。

(2) 取引終了前の 15 分間(土曜日朝の引け際など)または流動性が低下している場合、手動約定を行う場合があります。

上記時間帯は、流動性が低下してスプレッドが広がり、市場価格からかい離した誤った価格（＝インバリッド・レート）が提示される可能性があります。
（3） 不適切な取引
不適切な取引（市場価格に比較して当社の更新が遅れた場合などの価格差を狙って行う取引、スキャルピング、過剰売買等）を行っていると疑われる取引は、手動約定がなされる場合があります。これにより、実際に不適切な取引を行っているかどうか等を判断します。
（4） 市場価格と受注価格が大きくかい離している場合
受注時の注文価格と市場価格が大きくかい離している場合に、正確な約定を確保するために手動約定が行われる場合があります。市場の動きから外れた注文は、市場が急変したときや、大口注文が発注されたとき、お客様と当社の間のインターネットの通信の遅延などによって生じます。
（5） 新規口座
新規口座が開設された際、バッチ処理によりシステム約定の設定が行われますが、その処理が完了する前にお客様が取引をされますと手動約定となる場合があります。
上記の手動約定は、市場が急変している場合や流動性が低下しているときに正確な約定を行うために行われるケースが多いので、システム約定に比べ約定執行に時間がかかるケースがあります。

22-4 その他注文に関する注意点

（1） お客様と当社及び当社カバー先のサーバーとの接続・通信状況により、注文を発注するため又はポジションを決済するための画面・メニュー等（以下、「発注画面等」）を操作（例えば、クリックすること。）してから発注、決済が受け付けられるまでに画面に変化が無い状況が生じることがあります。この際に、状況に変化が無いので注文が受注されていないと誤認識し、再度発注をかけるために発注画面等をクリックすること等により、2 度目の注文として受け付けられてしまいます。注文を発注するまたは決済をする操作を行った後、注文受付、注文拒否、約定、決済等のメッセージを確認せずに、再度発注すると新たな注文として受け付けられるリスクがあることにご留意ください。
（2）当社はお客様の注文の結果につき、一切の責任を負わないものとします。
（3）注文の証拠金チェックは発注時には行われませんので、発注した注文が約定したと仮定したときの証拠金が余剰証拠金に不足していても発注が可能です。但し、当社および当社カバー先が同注文を受注したときには証拠金チェックが行われ、余剰証拠金に不足する場合は注文が拒否されます。なお、外貨クロス等は必要証拠金を

計算する際に円転レートを勘案します。受注・約定後に円転レートが変動し、証拠金不足によりロスカットになる可能性があります。

23. 特定投資家制度

本契約のお申込みをされる特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定するもののうち、同項第 4 号に規定するものに限ります）のお客様は、特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。なお当社ではお客様から特段の要求が無い限りにおいてすべてのお客様を特定投資家以外のお客様として取り扱わせていただくものとします。

24. その他

本取引に関するその他諸事案の発生に関して、当社は以下のとおり取り扱わせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

ア） マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて
取引における提示価格において誤り又は不正確（マニフェスト・エラーまたはバッドティック）が発生した場合、当該価格による約定はお客様に事前の通告なく無条件で実際の市場価格に変更又は約定の取消をさせていただきます。その場合、お客様に発生した損益についても変更又は取消させていただきます。上記変更又は取消による逸失利益等について、お客様に請求権が無いことをお客様は承認することとします。

イ） 取引プログラムに起因して発生する障害の回避
市販又は自身で作成された取引プログラムをお使いの場合並びに１つの口座で一度に複数の取引プログラムを用いて取引を行っている場合または特定のサーバーや IP アドレスから複数のアクセスがある場合等、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー他機器に対して過剰な負荷並びに障害を与える場合があります。上記取引が行われているまたは行われていると当社が判断した場合、1）当該プログラムの使用によって約定された取引の変更又は取消をさせていただく場合があります。また、安全面の観点から、2）事前通告なく当該プログラムをお使いのお客様の取引システムへのログイン停止並びにオープン・ポジション強制決済を伴う取引の停止、または当社による顧客取引契約書第 19 条に従い、お客様との取引契約を終了させていただく場合がございます。また当社並びに当社カバー先または提携第三者から提供または貸与された取引システムにつき、安全性確保の観点から当社により禁じられた、または推奨されない方法での使用もこれを固くお断り申し上げます。

なお、当社では、お客様が独自に使用又は作成の取引プログラム並びに関連する事柄、及び当社の金融商品に関連して当社提携先または第三者が提供するサービスまたはプログラムに関しての修復及びサポートは行っておりません。

ウ） 機会損失について
本書面記載のリスク又は規定（それに伴う措置を含む）により、お客様に発生する機会損失について当社は免責とさせていただきます。

エ） その他
(a)お客様におかれましては、お取引に際し適用法規制、自主規制団体並びに市場参加者で構成する各団体の規定の遵守をお願い申し上げます。
(b)一定期間入出金又はお取引実績のない口座は当社の判断で事前通告なく凍結又は閉鎖させていただく場合がございます。
(c)当社に口座を開設して取引を希望する場合は、口座開設申込書に本人確認書類及び法令等に基づく書類をご提出いただきます。口座開設の手続き及び必要書類等については、当社ホームページをご確認ください。なお、口座開設にあたり、当社の社内審査があります。（口座開設基準については公開していません）。
なお、お客様が当社にご登録のご住所、姓名、電話番号、電子メールアドレス等が変更となる場合は直ちに当社まで変更のご連絡をお願いします。なお、登録情報の変更が行われず当社が連絡を取れないお客様、登録情報が実際と異なるお客様、又は口座開設完了報告書が宛先不明で当社へ返送されたお客様の口座について、当社は事前通告なくこれを閉鎖させていただく場合があります。その際オープン・ポジションが存在していた場合は当社の裁量によりお客様の勘定でこれを清算させていただきます。また清算により元本超過損が生じた場合においてもお客様に清算義務があります。また、（言動による直接的並びに間接的な手段を含めた）お客様の暴力威圧的要求行為及び法的な責任を超えた不当な要求行為（これらに限らない）等により、当社がお客様との取引継続を不適当もしくは困難と判断した場合、不正な手段、手続き、事実と異なる情報を用いての口座開設と取引が判明した場合（又は当社がそう判断した場合）は、顧客取引契約書第 19 条並びに本書面 21 条「契約の終了について」を適用し契約を即時終結します。なお、その場合のロスカットによる損失（元本超過損を含む）はお客様の勘定でこれを清算させていただきます。
(d)緊急の場合等、特定の条件下で限定的に電話でのお取引又はご指示を受け付ける場合がありますが、すべてのご要望に対応することができない場合があります。
(e)当社では、お客様宛のご連絡またはご案内を当社ホームページ上及び電子メールにて行う場合があります。特に電子メールでのご連絡やご案内は、必ずご一読をお願いいたします。また、電子メールアドレスのご登録は一人のお客様につき、一つとさせ

ていただきます。他のお客様との電子メールアドレスの共有があった場合等、本人確認書類のご提出及び電子メールアドレスの変更をお願いすることがあります。法人のお客様にあっては、取引担当者ではなく、法人用の電子メールアドレスをご登録ください。また、顧客取引契約書第 13 条で記載のとおり、当社からのメールは（インターネット・サービス・プロバイダー等の）送信代理人によって受領された時点で有効と規定します。
(f)口座開設の申込みを提出されたお客様には、口座開設手続き及び入金手続き等のサポートや取引システムの使用方法をはじめとした取引一般に関するご不明な点及び開催中のキャンペーン等のご案内並びに新商品のご紹介等を目的として、当社より電話又はメールにてご連絡をさせていただく場合があります。

24-2 重要情報の変更
お客様が下記に該当した場合、速やかに当社に届け出る義務があります。該当することになったときは、クライアント・サービスまでご連絡ください。
(1)日本以外の居住国が追加になった場合又は居住国が変更になった場合
(2)日本以外の納税対象国が生じた場合
(3)非居住者になったとき
(4)外国政府において重要な地位を占める方（いわゆる「外国 PEPs」）にお客様又はご家族が該当したとき
(5)年収、金融資産（法人の場合、年商、資本金、会社資産、運用可能額）が大きく変更になったとき
(6)職業（法人の場合、主力事業内容）が変更になったとき
(7)法人の場合、代表者、取引担当者、実質的支配者が変更になったとき又は（ご家族を含め）上記（1）から(4)に該当することになったとき
※これ以外にも、「24 その他」で規定しているように、姓名（法人の場合、会社名）、住所、電話番号、電子メールアドレスが変更になった場合、所定の手続きにより当社にご報告ください。

24-3 （廃止）

24-4 FOREX.com 両建て取引について（FX 取引及び CFD 取引のみ）
注文発注画面に両建てにするかどうかの選択チェックボックスがあります。チェックボックスにチェックを入れると、両建て取引となります。
（設定により、注文画面に常にチェックボックスにチェックが入っている状態と入っていない状態に設定することができます）。注文ごとに両建て取引かどうかを選択する形となりますので、ご留意ださい。

・両建て取引が有効になっている場合、同じ通貨ペア又は銘柄の反対方向の売買は、そのまま新規ポジションとして取り扱われます。例えば、ドル円の買いポジションを保有しているときに、ドル円の売り注文を出した場合、新規売りポジションが建てられます。
・両建て取引が無効となっている場合、同じ通貨ペア又は銘柄の反対方向の売買は、相殺されます。例えば、ドル円の買いポジションを保有しているときに、ドル円の売り注文を出した場合、決済注文となります。※新しい売り注文の数量が買いポジションの数量よりも多い場合、買いポジションを相殺した後の残りの売りポジションが建玉となります。
注文ごとに両建てを有効・無効にできますので、発注時には両建てが有効または無効になっているかをご確認ください。
（注）両建て取引は、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントのスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります

24-5 FOREX.com（ダウンロード版）における自動売買システムについて

（1）売買プログラム（以下、「ストラテジー」）の内容については、取引画面にて説明されていますので、そちらをご確認ください。なお、注文や操作に係る注意事項については、本書面の「22-2.　注文種類ごとの執行方法」の「（8）FOREX.com（ダウンロード版）の自動売買システムからの注文」をご確認ください。
（2）テクニカル指標をもとにしたストラテジーは 104 種類あり、当社の審査を経てお客様へ提供されています。また、稼働しているストラテジーに問題等が発見された場合、プログラムの内容を変更する又は提供を停止する可能性があります。そのような事象が発生した場合、当社はその旨をお客様へ速やかに通知します。
（3）自動売買の稼働中であっても、お客様は任意のタイミングで自動売買を停止することができ、自動売買により保有した建玉についても、任意のタイミングで、ご自身の裁量で決済することが可能です。
（4）自動売買システムが起動している間（＝チャート上部に「トレーディングシステム稼働中」と表示されている間）、一つの建玉が決済された後、次に表示された買いシグナル又は売りシグナルの出現により成行注文が発注され、新規の建玉が建てられ、その後の反対方向のシグナルの出現によって決済されるということが繰り返されます。自動売買を停止するまで、取引が繰り返し行われますのでご注意ください。

25. 本取引の手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 契約締結前交付書面の交付を受ける

当社から本説明書及び顧客取引契約書等の契約締結前交付書面がオンライン申込書上で交付されますので、本取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。(当社では電磁的方法によりご確認いただいております)。

b. 本取引口座の設定

本取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に本取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、本取引口座を設定していただきます(当社では、電磁的方法による口座開設申込みをもって約諾書の差し入れに代えさせていただいております)。その際ご本人である旨の確認書類およびマイナンバーを確認できる書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、当社の審査により、口座開設をお断りする場合があります。

(注)当社は、法律で定められている支払調書を税務署に提出する義務があります。その利用目的のために、新規のお客様は 2016 年 1 月から、すでに当社に口座をお持ちのお客様は、順次、マイナンバーを当社に届け出ていただきます。当社からのマイナンバー提示要請には必ずお応えください。

お客様は、当社が上記利用目的及びお客様の口座開設のために、口座開設に伴う業務、お客様の個人情報、本人確認書類、マイナンバーの収集・保管等の関連業務を米国、イギリス、シンガポールの関連会社または日本又は米国に所在する第三者に委託することおよび関連会社または第三者の提供するサービス、アプリケーション、データベース等を利用することを予め承認するものとします。

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

(FX 取引の場合)

a. 注文する通貨ペア

b. 売付取引又は買付取引の別

(注)一部注文の場合、売り買いの指示は必要ありません。主たる注文の反対方向となります。

c. 注文数量

d. 価格 「22-2 注文種類ごとの執行方法」をご確認ください。

e. 注文の有効期間
f. その他お客様の指示によることとされている事項

（CFD 取引の場合）
a. 注文する株価指数（銘柄）
b. 売付取引又は買付取引の別
（注）一部注文の場合、売り買いの指示は必要ありません。主たる注文の反対方向となります。
c. 注文数量
d. 価格 「22-2 注文種類ごとの執行方法」をご確認ください。
e. 注文の有効期間
f. 期日（取引期限のある CFD の場合）
g. その他お客様の指示によることとされている事項

（オプション取引の場合）
a. 通貨ペア又は銘柄
b. 原資産価格の上昇を見込む(UP)か下落を見込む（DOWN）の別
（注）オプション取引の新規取引は買いのみとなります。付属注文の場合、売り買いの指示は必要ありません。主たる注文の反対方向となります。決済注文は売りのみとなります。
c. ノックアウトレベル
d. 期日（期日がひとつしかない場合は、選択の必要はありません）。
e. 注文数量（ロット）
f. 注文価格 「22-2 注文種類ごとの執行方法」をご確認ください。
g. 注文の有効期間
h. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ
本取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金として金銭を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に電磁的方法により受領書を交付します。
（注）クイック入金は即時入金を保証するものではありません。通信状況等により正しくデータの送信が行えないなどのエラーによる機会利益の逸失、費用負担についてはお客様のご負担となります。クイック入金後に口座残高への反映等を確認するなどお客様ご自身のご対応が必要となります。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

（FX 取引及び CFD 取引の場合）

両建て取引以外の場合、建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売却又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。（MT4 については、先入先出法は適用されません）。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご留意ください。

（オプション取引の場合）

期日前であれば、売り注文を出すことにより決済ができます。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした本取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。（電磁的方法により交付します）。

(6) 手数料

手数料については、7.「手数料について」をご覧下さい。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。（電磁的方法により交付します）。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のクライアント・サービス（電話：0120-288-168）に直接ご照会下さい。

＜附則＞オプション取引の商品説明

本附則ではノックアウトオプション取引（以下、ノックアウトオプションとします）の価格変動や取引の特性などについて説明いたします。取引に当たっては本項を熟読し、リスク等を十分にご理解の上、お取引を行っていただきますようお願いいたします。

1. ノックアウトオプションの特徴

ノックアウトオプション取引とは、権利行使価格と同じ水準にノックアウトレベル（オプション消滅条件価格）が設定されたオプション取引です。原資産価格の上昇によって利益獲得を見込む場合には UP（上昇）を、原資産価格の下落によって利益獲得を見込む場合にはDOWN（下落）を購入（買いポジションを保有）します。ノックアウトオプションは原資産価格がノックアウトレベルに到達した場合、オプションが消滅するため、取引価格は 0 円で期限前に清算されます。ノックアウトオプションは、購入の時点でインザマネーとなるオプションであり、具体的には、原資産価格が権利行使価格（ノックアウトレベルと同水準）を上回る UP（上昇）、原資産価格が権利行使価格（ノックアウトレベルと同水準）を下回る DOWN（下落）のみ購入することができます。

2. 取引対象となる原資産

(1) FX を原資産とするノックアウトオプション

当社が提供する FX の通貨ペアの一部とします。ノックアウトオプション取引にて取引可能な通貨ペアは、当社 HP においてご確認いただけます。

(2) CFD を原資産とするノックアウトオプション

当社が提供する CFD 銘柄の一部とします。ノックアウトオプション取引にて取引可能な銘柄は、当社 HP においてご確認いただけます。

3. 判定価格

UP（上昇）の判定価格は原資産である当社 FX 又は CFD の売値（Bid 価格）、DOWN（下落）の判定価格は原資産である当社 FX 又は CFD の買値(Ask 価格)とします。

4. ノックアウトレベル

ノックアウトオプションの判定価格がノックアウトレベルに到達した場合、ノックアウトオプションは速やかに取引価格 0 円で清算されます。

ノックアウトオプションの購入時に、当社が設定したいくつかのノックアウトレベルのなかから、お客様がノックアウトレベルを選択してノックアウトオプションを購入します。ノックアウトレベルはオプション保有時点で、UP（上昇）の場合は原資産価格がノックアウトレベルを上回っているもの、DOWN（下落）の場合は原資産価格がノックアウトレベルを下回っているもののみ選択可能です。

お客様は保有しているノックアウトオプションのノックアウトレベルを変更することは出来ません。

5. 取引価格について

ノックアウトオプションの取引価格は、オプションの本来価値（原資産価格とノックアウトレベルとの差分）です。そのため、原資産価格が 1 ポイントの変動すると、ノックアウ

トオプションの価格も 1 ポイント変動します。
時間価値はノックアウトオプションの価格に含まれません。

6. ノックアウトオプションの取引コスト
ノックアウトオプションの取引コストとして、購入時に、オプション料を支払います。また、ノックアウトオプションの取引価格における売値(Bid 価格)と買値(Ask 価格)との差(「スプレッド」)がかかります。スプレッドは、原資産である当社 FX 又は CFD のスプレッドとは同じではありません。このスプレッドは、お客様の取引コストとなります。また、市況その他の事情により、当社が固定である旨の表示をしている場合以外、変動します。また、固定である旨の表示をしている場合でも、相場や流動性の急激な変化に伴い変動する場合があります。スプレッドはノックアウトオプションの取引画面に表示されます。

7. 期限前清算(ノックアウト)
取引期間中にオプションの判定価格がノックアウトレベルに到達した場合(「ノックアウト」とも呼びます。)、ノックアウトオプションは速やかに取引価格 0 円で清算されます。購入時に確定した最大損失額(ノックアウトオプション購入時のオプション料)が損失額となります。
※原資産が円クロス以外の場合、購入時における円転レートと決済時の円転レートの違いにより円ベースでの最大損失額が変動する恐れがあります。

8. 期限到来による清算
取引期間中にノックアウトされず、期間途中での決済もされなかった場合で、あらかじめ設定された権利行使日(清算日、満期日、取引期間満了日、期日ともいいます。)を迎えた場合、ノックアウトオプションは権利行使され清算されます。清算による損益は、取引期限満了時点(期日)における原資産の価格とノックアウトレベル(権利行使価格と同じ価格です。)との差をもとに計算されます。なお、CFD オプション取引の場合、必要証拠金が支払える場合で、お客様の意思の表示があった場合に、権利行使価格で原資産である CFD を買い付け又は売り付けることができます。

9. 取引代金及び清算代金の授受
当社が提供するノックアウトオプションは差金により決済が行われます。取引代金及び清算代金の授受は、保有ポジションの決済時と購入時の価格の比較又は権利行使時の清算価格と権利行使価格との比較による差金の決済により行います。

10. 注文方法

本文書の「22-2 注文種類ごとの執行方法」をご確認ください。

11. 最大損失額

ノックアウトオプション取引の最大損失額は、オプションの購入時の約定価格に数量（1 単位に対する 1 ポイント当たりの損益×数量）を乗じた金額となります。最大損失額はオプション料と同額ですので、お客様は取引開始時に最大損失額を確定することができます。（注）必ずその金額が損失となる意味ではありません。原資産（例えば、ドル円）が予測通りの方向に動いた場合、お客様は、期日前であれば、取引可能な時間にいつでも、取引可能な価格であればどの水準でも、反対売買により利益を確定することができます。

※原資産が円クロス以外の場合、購入時における円転レートと決済時の円転レートの違いにより円ベースでの最大損失額が変動する恐れがあります。

12. オプション料

ノックアウトオプション取引のオプション料の額は、最大損失額と同じです。

13. スワップポイント又は金利調整額

ノックアウトオプションを米国東部標準時（NY 時間）午後 5 時（日本時間午前 7 時、米国夏時間の場合は午前 6 時）時点で保有している場合に、FX オプションではスワップポイント、CFD オプションでは金利調整額の受け払いが発生します。（原資産に生じるスワップポイント又は金利調整額をそのままノックアウトオプションの保有者に付与又は課金します）。原則としてスワップポイントは、UP（上昇）を保有する場合には原資産の買いポジション保有時、DOWN（下落）を保有する場合には原資産の売りポジション保有時と同様に、スワップポイント又は金利調整額の受け払いが発生します。スワップポイント又は金利調整額の受け払いの発生に伴うノックアウトレベルの変更は行われません。スワップポイント又は金利調整額の金額は、実勢金利及び当社カバー先の資金調達コストを反映して当社で決定していますが、同一通貨ペア又は同一銘柄において買いポジション及び売りポジションの両方が支払いとなる場合があります。

１３－２　配当金調整額

原則、株価指数ノックアウトオプションを米国東部標準時（NY 時間）午後 5 時（日本時間午前 7 時、米国夏時間の場合は午前 6 時）時点で保有している場合（例外がありますので、当社ホームページ又は取引ツールにてご確認ください。）で、原資産である株価指数 CFD に配当金調整額の受け払いがあったときに、配当金調整額の受け払いが発生します。原則として UP（上昇）を保有する場合には原資産の買いポジション保有時、DOWN（下落）を保有する場合には原資産の売りポジション保有時と同様に、配

当金調整額の受け払いが発生します。配当金調整額の受け払いの発生に伴うノックアウトレベルの変更は行われません。配当金調整額の金額は、原資産である株価指数 CFD の原資産である株価指数の配当落ち金額、金利及び当社カバー先の資金調達コストを反映して当社で決定しています。同一銘柄において買いポジション及び売りポジションの両方が支払いとなる場合があります。

14. ノックアウトオプションにおいて口座残高がマイナスになるリスク

ノックアウトオプションにおいてはポジション購入時に最大損失額をオプション料として徴収（拘束）するため、原則として、口座内でノックアウトオプション取引のみを行う場合においては、口座残高がマイナスになることはありません。しかし、以下のような場合においては、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

（1）日本円以外の取引通貨のノックアウトオプションを取引する場合

お客様が日本円以外の取引通貨のノックアウトオプションの取引を行った場合、オプションの購入時に最大損失額が確定しますが、それは取引通貨ベースにて確定することを意味しています。（例えば、EURUSD のオプション取引の場合、米ドルベースで最大損失額が確定します）。その取引通貨ベースの最大損失額は購入時の円転レートにより日本円に換算されオプション料として課金（拘束）されます。一方、同オプション取引がノックアウトされたときの取引通貨ベースでの売買損益は決済されたときの円転レートにより日本円に換算され口座に反映されます。そのため、円転レートの変動（決済時の円転レートが購入時の円転レートより円高になること）により購入時に確定した最大損失額以上の損失が口座に発生する恐れがあり、場合によっては損失額が証拠金額を上回り、結果として口座残高がマイナスとなる可能性があります。

※反対に、決済時の円転レートが購入時の円転レートより円安になると、購入時より決済時の最大損失額（円ベース）が少なくなります。

・上記リスク及び損失は、オプション取引がノックアウトされたときに生じる可能性が高いですが、清算又はお客様による決済においても生じる可能性があります。

（2）口座内の余剰資金が乏しい場合、オプション取引の価格変動に関係なく、スワップポイント、金利調整額、配当調整額の支払いにより投資資金を上回る損失となる可能性があります。

また、下記の場合に、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

（3−1）同一口座内で FX ポジションを保有している場合で FX のポジションに生じた評価益を利用して FX ノックアウトオプションを購入した後に、FX ポジションに生じた評価益が減少することにより、FX ノックアウトオプションのポジションが決済されたときに口座残高がマイナスになる可能性があります。

（注）FX ノックアウトオプションの評価益を利用して新規の FX ノックアウトオプションや FX を購入することはできません。

（3-2）同一口座内で CFD ポジションを保有している場合で CFD のポジションに生じた評価益を利用して CFD ノックアウトオプションを購入した後に、CFD ポジションに生じた評価益が減少することにより、CFD ノックアウトオプションのポジションが決済されたときに口座残高がマイナスになる可能性があります。
（注）CFD ノックアウトオプションの評価益を利用して新規の CFD ノックアウトオプションや CFD を購入することはできません。
（4－1）同一口座内で FX ポジションを保有している場合、FX ポジションの損失額が証拠金額を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。
（4－2）同一口座内で CFD ポジションを保有している場合、CFD ポジションの損失額が証拠金額を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

本取引の仕組み、リスク、取引の手続き等について、ご不明な点等ありましたら、当社クライアント・サービスにお問い合わせください。

2024 年 7 月 29 日改訂・施行